

平成 29 年 4 月 11 日

運輸安全委員会

無免許の操縦者による水上オートバイ事故に関する情報提供について

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書に基づき、平成 23 年から 27 年までに発生した無免許の操縦者による水上オートバイ事故（以下「無免許操縦者事故」という。）の状況を分析したところ、以下のとおりであったので、国土交通省へ情報提供を行いました。

- (1) 無免許操縦者事故は、27 件 30 隻で発生していた。
内訳は、平成 23 年が 5 件、24 年が 8 件、25 年が 6 件、26 年が 5 件、27 年が 3 件であった。
- (2) 無免許操縦者事故は、船舶同士の衝突事故が 12 件、死傷等事故が 7 件、護岸等への衝突事故が 5 件、乗揚事故が 3 件となっていた。
- (3) 無免許操縦者事故 27 件により死傷者等 43 人（死亡者 4 人、行方不明者 1 人、負傷者 38 人うち重傷者 21 人）を生じた。また、死傷者等の内訳は、無免許の操縦者・同乗者が 32 人、その他（遊泳者、ウェイクボーダー、被引浮体搭乗者）が 7 人、免許を有する衝突の相手船側の操縦者・同乗者が 4 人であった。
- (4) 無免許操縦者事故 27 件の約 9 割は、7 月及び 8 月に発生し、このうちの約 8 割は、12 時台から 16 時台に発生した。
- (5) 無免許の操縦者 30 人の状況は、以下のとおりであった。
 - ① 16 人は 10 歳代及び 20 歳代であった。
 - ② 6 人は飲酒していた。
 - ③ 所有者等に無断で操縦した者が 9 人、所有者等が操縦を容認していた者が 4 人であった。
 - ④ 初めて操縦した者が 6 人、既に操縦経験があり、数年前から操縦をしていた者が 12 人であった。
- (6) 無免許操縦者事故に至る状況において、水上オートバイの基本的な特性を理解していないと思われる操縦者の行動等は、以下のとおりであった。
 - ① 航走中の水上オートバイに衝突すると思った時、自転車やオートバイ等のブレーキレバーと勘違いし、スロットルレバーを引いた
 - ② 陸上のオートバイの操縦と同じだと思った
 - ③ 前方の障害物に気付いて、とっさにスロットルレバーを放したのちにハンドルを切った
 - ④ 離岸堤の間の水路を通過しようとしたが、曲がりきれず、離岸堤が目前に迫ったので、スロットルレバーから手を離れた
 - ⑤ 停船させる方法が分からなかった
 - ⑥ 通常、立った姿勢で操縦するところ、両膝をついた姿勢だった
- (7) 無免許操縦者事故の調査報告書に記載された主な再発防止策は、以下のとおりであった。

- ① 所有者等は、無免許の者に操縦させないよう、水上オートバイから離れる場合は機関の始動キーを抜くなど、管理すること
- ② 所有者等は、水上オートバイの使用を求められた場合、免許の有無を確認すること